

☆ 「告訴・告発センター」を設置しました ☆

秋田県警察本部刑事企画課、県内15警察署刑事課（秋田中央警察署は刑事第二課）に、告訴・告発に関する受付
「告訴・告発センター」
を設置しました。

◎ 告訴・告発って、何？

- ・ 告訴とは：犯罪の被害者、その法定代理人などが、捜査機関に対して、口頭又は書面で、犯罪事実を申告して犯人の処罰を求めることです。
- ・ 告発とは：犯罪の被害者その他告訴権者以外の第三者が、捜査機関に対して、犯罪事実を申告し、その犯人の処罰を求めることです。

◎ 告訴や告発をするには、要件があります。

- 犯罪の事実確認
ある程度、いつ、どこで、誰に、何をされたのかなどを説明していただく必要があります。
- 処罰の意思表示
犯人の処罰を求める意思表示が必要となります。
- 書面又は口頭での申告
 - ・ 書面とは、告訴状(告発状)などを指します。
 - ・ 口頭とは、直接、口頭で説明することを指し、電話では受理できません。
- 告訴・告発の期間
犯罪によって、告訴や告発ができる期間が定まっていますので、ご相談ください。

★ 被害を受けたので犯人を処罰してほしいという方、直接の被害は受けていないが犯人を訴えたいという方は、一人で悩まず、まずは、告訴・告発センターに相談してみましよう ★

電話の場合、

秋田県警察本部刑事部刑事企画課 018-863-1111(代)

秋田中央警察署 018-835-1111(代)

に電話をして下さい。

電話担当者に、

「告訴・告発センターへの相談」

と教えてください。

